

ひとり親世帯の方、申請されていますか？

ひとり親世帯臨時特別給付金（国制度）

申請は
今年2月28日まで！



1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（申請不要）
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3 → **【申請が必要です】**
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 → **【申請が必要です】**

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が、全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

3. 給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（1の①に該当する方）

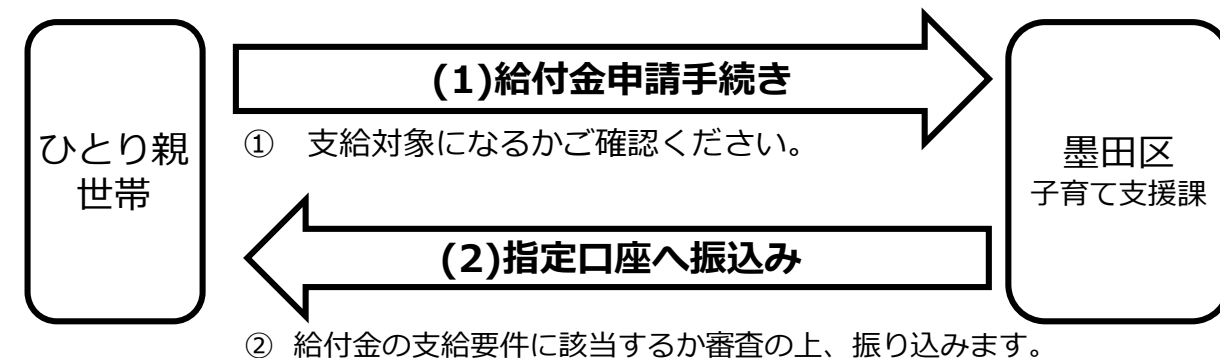
- ▶ 8月21日に、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込んでいます。通帳記入等でご確認ください。
支給が確認できない場合は、お問い合わせください。

それ以外の方（1の②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付・追加給付（1.②に該当する方）**ともに**申請が必要です**。
- ▶ 支給対象になるかをご確認ください。ご確認の方法は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請いただいた内容を審査の上、指定口座に**可能な限り速やかに振り込み**ます。



墨田区公式ウェブサイト
ひとり親世帯臨時特別給付金



問合せ先

- ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- 墨田区子育て支援課 児童手当・医療助成係
03-5608-6376（受付時間 平日8:30～17:00）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。